

島根県ダンススポーツ連盟規約（2025 年 5 月）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本連盟は、島根県ダンススポーツ連盟と称し、英文名を「Shimaneken Dance Sport Federation」とする。

2) 本連盟の通称を「JDSF 島根県ダンススポーツ連盟」とする。

3) 本連盟の略称を「JDSF 島根」とする。

（事務所）

第2条 本連盟は、事務所を島根県におく。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本連盟は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、JDSFという）定款に基づき、島根県のダンススポーツを統括する団体として、ダンススポーツの普及と発展を図り、もって県民の心身の健全な発展並びに社会貢献に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) オリンピック及び国体につながるスポーツ、並びに生涯スポーツとしてのダンススポーツの普及及び振興
- (2) 島根県におけるダンススポーツのクラブ・サークル及び認定ダンス教室の活動の振興
- (3) JDSF公認または承認等の競技会の開催及び支援
- (4) JDSFが行う事業への協力
- (5) 島根県スポーツ協会への加盟及び関連事業の推進
- (6) 島根県所属のJDSF会員及び選手等の登録管理
- (7) 会員相互の技術向上のための練習会、親睦のための交流会等の開催
- (8) 機関誌等刊行物の発行等
- (9) その他、島根県において本連盟の目的を達成するための必要な事業

第3章 加盟団体及び会員

（加盟団体）

第5条 本連盟の加盟団体は、島根県内で活動し、本連盟に登録したJDSF認定サークル、（認定ダンス教室を含む）及び理事会で承認された団体とする。

（会 員）

第6条 本連盟の会員は、前条の加盟団体の会員及び本連盟直接所属の会員とする。

- 2) 本連盟に加盟するためのサークル認定基準及び加盟又は脱退の手続き並びに会員の登録に関する事項は、別に定める。
- 3) 本連盟は、第1項の会員のほか、総会の決定により本連盟の主旨に賛同する名誉会員、

賛助会員をおくことができる。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、本連盟の総会において別に定めるところの入会金及び会費を納めなければならない。

2) 会員は本連盟を通じて JDSF へ会員登録を行い、JDSF 所定の年度会費を納めなければならない。

3) 前2項の規定に関わらず、JDSF が別に規程を定めた場合には当該規程と調整するものとする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 死亡

(3) 除名

(4) 会費未納

2) 前項により資格を喪失した場合は、JDSF の正会員あるいは一般会員又は特別会員の資格も喪失する。

3) 前項第1項第3号の除名は次の場合とし、JDSF 定款に従って決定される。

(1) JDSF 定款又は本連盟の名誉を著しく損なう行為があったとき

(2) JDSF 又は本連盟の名誉を著しく傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

第4章 総会

(構成)

第9条 本連盟は、最高決議機関として総会をおく。

2) 本連盟の総会の構成員は、すべての会員とする。

(権限)

第10条 総会は、次の事項について付議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 事業報告書、収支決算書及び貸借対照表の承認

(3) 事業計画書及び収支予算書の承認

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) その他必要と認められた事項

(開催)

第11条 総会は、定時総会として毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2) 5分の1の構成員若しくは過半数の監事は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。その場合、会長は速やかに総会を招集しなければならない。

3) 本規約に反して、総会が正常に開催されない状態が続いた場合は、JDSF 加盟団体規程に

基づき JDSF が臨時の総会を招集できるものとする。

- 4) 総会を招集するには、総会の前の 2 週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第 1 3 条 総会の議長と議事録署名人は、当該総会において出席構成員の中から選任する。

(議決権)

第 1 4 条 総会における議決権は、構成員 1 名につき 1 個とする。

- 2) 構成員は代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において は、当該構成員又は代理人は、代理権を証明する書面を本連盟に提出しなければならない。
- 3) 当該議事につき、あらかじめ通知された事項について書面により表決した者、電磁的方法によって表決した者及び他の会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

(決 議)

第 1 5 条 総会の決議は、議決権を有する過半数の構成員が出席し、出席した当該構成員の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 前項の規定にかかわらず、次の決議は、出席した当該構成員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。
- (1) 役員の解任
- (2) 規約の変更
- (3) 解散又は JDSF からの脱退

(議事録)

第 1 6 条 総会の議事については、議事録を作成する。

- 2) 議長及び議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 1 7 条 本連盟は、次の役員をおく。

- (1) 理事 5 名以上 1 5 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2) 理事の内、会長 1 名、副会長 3 名以内、事務局長 1 名、会計 1 名、その他必要に応じて役職理事を置くことができる。

(役員の選任)

第 1 8 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2) 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 3) 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は 2 名以内とし、かつ同様の関係者の総数は理事総数の 3 0 % を超えてはならない。
- 4) 監事の中に、他の監事若しくは理事と親族その他特別の関係にある者が含まれてはならない。

(理事の職務)

第 1 9 条 理事は、理事会を構成し、本規約及び総会議決に基づき、本連盟の業務を執行する。

- 2) 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、予め理事会が指名した順序で、その職務を代行する。
- 4) 事務局長は事務局の業務に従事する。

- 5) 会計は会計の業務に従事する。
- 6) 役職理事は会長の指示する業務を行う。

(監事の職務)

第20条 監事は、本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本連盟の財産の状況を監査すること
- (2) 理事会に出席するなどして、理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又はJDSFに報告すること

(役員の任期)

第21条 本連盟の役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2) 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3) 役員は、17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了後又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4) 役員は、再任されることができる。

(名誉役員)

第22条 本連盟には、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2) 名誉役員の職務、任期、選任及び解任は、理事会において決議する。

第6章 理事会

(理事会)

第23条 本連盟に理事会をおく。

- 2) 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務局長、会計及び役職理事の選任並びに解任

(招集等)

第25条 理事会は、定期的に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2) 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3) 理事会の議長は会長とする。第2項の場合は理事の互選とする。

(議決権)

第26条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

- 2) 当該議事につき、書面によってあらかじめ意思を表示した理事及び他の理事を代理人として表決を委任した理事は、出席者としてみなす。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、(委任状を含む)その過半数を持って行う。

- 2) 理事会の決議について、特に緊急を要するため理事会を開催する余裕がないことが明ら

かであると認められるとき、又は理事会において議決すべき議決をしないときは、会長は専決することが出来る。

- 3) 前項の場合において、会長は速やかに理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成する。

(加盟団体の管理)

第29条 本連盟の加盟団体は、理事会の求めがあった場合、総会議事録、役員名簿、事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び次年度計画書、収支予算書を本連盟理事会に報告しなければならない。また、臨時総会を行った場合は総会終了後、2ヵ月以内に全総会資料を本連盟理事会に報告しなければならない。

- 2) 本連盟は、加盟団体のサークル認定申請等の手続きに著しい瑕疵があった場合又は JDSF 認定サークルとして本連盟又は JDSF の名誉を著しく損なうような行為があった場合は、JDSF と協力して監査を行い、若しくは改善等を指導し、又は認定を取り消すものとする。

第7章 資産及び会計

(会計年度)

第30条 この連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本連盟の第10条(3)の書類については、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 本連盟の第10条(2)については、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(書類の保管)

第33条 会長は、第16条、第28条、第31条、第32条の書類及び役員名簿を第2条に規定する事務所に3～5年間据え置くものとする。

第8章 JDSF 正会員及び JDSF への報告

(JDSF 正会員)

第34条 本連盟は、JDSF 正会員選出規則により選挙管理委員会を設置し、JDSF 正会員を選出する。

- 2) 本連盟は、候補者が未定の場合、会長をもって正会員とする。

(JDSF への報告)

第35条 本連盟理事会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会議事録、役員名簿、及び第10条(2)、(3)の書類を JDSF に報告するものとする。

- 2) 臨時総会を行った場合は、総会終了後2ヶ月以内に全総会資料を JDSF に報告するものとする。

第9章 他団体への加盟、規約変更及び解散等

(他団体への加盟)

第36条 本規約第4条に記載のない団体に加盟する場合は JDSF の承認を得るものとする。

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。ただし、事前に JDSF 加盟団体
規程に定められた手続きを経なければならない。

(解散もしくは JDSF からの脱退)

第38条 本連盟が、解散又は JDSF から脱退する場合は、総会にて決議するほか、次の第1号又は
第2号のいずれかの手続きを経るものとする。

(1) 本連盟会員の4分の3以上の賛成

(2) JDSF 理事会の承認

2) 本会が解散する場合、財産は上部団体又は総会で予め定められた類似の団体に寄付する
ものとする。

付則

この規約は、令和7年5月6日より施行する。

規約制定：平成16年 2月21日

規約改定：令和 7年 月 日

規約改定：令和 年 月 日